茨城県がん診療連携協議会研修部会薬剤師研修分科会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 県内のがん診療に関わる薬剤師の資質の向上を目的とし、茨城県がん診療連携協議会部会設置 要綱の6に基づき研修部会の下部組織として薬剤師研修分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 分科会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
 - (1) がん診療に係わる薬剤師を対象とした講習会、ワークショップ等の開催に関する事業
 - (2) その他薬剤師の資質の向上に寄与すると認める事業

(組織)

- 第3条 分科会は次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の推薦する薬剤師
 - (2) 各地域がん診療連携拠点病院の推薦する薬剤師
 - (3) その他、次条で定める分科会長が必要と認めたもの

(分科会長)

- 第4条 分科会に分科会長を置く。
 - 2 分科会長は研修部会長が指名する。
 - 3 分科会長に事故あるときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 分科会は分科会長が主宰する。

(事務局)

第6条 都道府県がん診療連携拠点病院内に分科会の事務局を置き、庶務を担当する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は分科会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。